

学 校 長 様

寄居町教育委員会教育長

在学等証明書（寄居町修学用）の証明依頼について

平素は、町教育行政に深いご理解・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、寄居町では、高等学校に在学されている方を対象とした、学資援助制度を実施しております。

制度の概要は以下のとおりでございますが、認定及び年間最大3回の支給に際して、高等学校等への「在学」と「休学していないこと」が支給決定の要件となっております。

つきましては、大変お手数ですが、裏面「在学等証明書（寄居町修学生用）」にご証明いただくよう、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1. 目 的

この制度は、町民で修学の意思と能力を有しながら、経済的な理由により修学が困難な方を対象として、修学資金を給与し、有用な人材を育成することを目的としております。

2. 対象者（いずれにも該当する方）

ア 生年月日が平成22年4月1日以前の方

イ 令和5年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に入学し、在学中であり、休学していない方で、在校期間が3年以内の方

3. 修学生の条件（いずれにも該当する方）

ア 寄居町に引き続き6ヶ月以上住んでいる方

イ 性行が善良であって、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生

4. 修学金の額 月額5,000円

5. 修学資金の申請（次の書類を町教育委員会へ提出する必要があります。）

（1）修学資金給与申請書及び所得を有する世帯全員の令和6年度（令和5年分）市町村民税課税証明書等（他の該当事由がある場合は、それを証明する書類の写しでも可）

（2）在学等証明書（今回ご依頼する証明書）

6. 修学生認定後の履行事項

修学生は毎年、7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書（寄居町修学生用）を町教育委員会に提出する必要があります。

* 本書の内容についてのお問い合わせ先

寄居町教育委員会 教育総務課 電話 048-581-2121 内線 512